

# 茨城県報

第6705号

昭和54年2月13日

火曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

### 告 示

- 国民健康保険療養取扱機関の申出の受理 (医療福祉課) ..... 2
- 保安林の指定解除の予定告示 (林業課) ..... 2
- 保安林の指定解除 ( ) ..... 2
- 新規土地改良事業の審査 (7件) (農地管理課) ..... 3
- 新規土地改良事業の認可 (農地管理課) ..... 6
- 常総大橋の管理協定 (道路維持課) ..... 6
- 道路の区域変更 (道路維持課) ..... 7
- 道路の供用開始 (道路維持課) ..... 7
- 事業計画の認可 (下水道課) ..... 8

### (公 安 委 員 会)

- 緊急自動車の指定及び取消し ..... 8

### (選 挙 管 理 委 員 会)

- 昭和54年茨城県選挙管理委員会第2回定例会の招集 ..... 9

### 公 告

- 料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効 (税務課) ..... 9
- 地籍調査の成果認証 (農地計画課) ..... 9
- 土地立ち入り測量 (2件) (用地課) ..... 10
- 土地立ち入りの許可 (用地課) ..... 11
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) ..... 11

### 正 誤

- 昭和54年1月29日付け茨城県報第6701号中 ..... 12

**茨城県告示第178号**

次のものは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされ、及び次のものから同法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
023,074.4	54. 2. 1	人見歯科医院	人見 博人	日立市鹿島町1-10-15 北隆ビル2F	54. 2. 1	全国
174,022.8	〃	トリデ薬局	松丸 啓	取手市稲字向原700-4	〃	〃

**茨城県告示第179号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 解除を予定している保安林の所在場所  
北茨城市中郷町足洗字後宿412の1  
(国有林。次の図に示す部分に限る。)
2. 指定された目的  
潮害の防備
3. 解除の理由  
河川管理施設用地とするため  
(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**茨城県告示第180号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 解除をする保安林の所在場所  
鹿島郡波崎町字波崎町9483の2
2. 指定された目的  
飛砂の防備
3. 解除の理由  
指定理由の消滅

茨城県告示第181号

真壁郡真壁町大字椎尾2765番地宮山菊治ほか10名から昭和53年12月27日付けで認可申請のあった南椎尾地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類  
(ア) 南椎尾地区土地改良事業共同施行規約の写し  
(イ) 南椎尾地区土地改良事業計画書の写し
2. 縦覧の期間  
昭和54年2月23日から昭和54年3月14日まで
3. 縦覧の場所  
真壁町役場

茨城県告示第182号

小谷沼土地改良区が行おうとする村西地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する。同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類  
小谷沼土地改良区定款の写し  
村西地区土地改良事業計画書の写し
2. 縦覧の期間  
昭和54年2月23日から昭和54年3月14日まで
3. 縦覧の場所  
水海道市役所

**茨城県告示第183号**

境町長橋本正士から、昭和54年1月8日付けで認可申請のあった稲尾地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類

稲尾地区土地改良事業計画書の写し

2. 縦覧の期間

昭和54年2月23日から昭和54年3月14日まで

3. 縦覧の場所

境町役場

**茨城県告示第184号**

東茨城郡常北町大字上入野2109-2江幡敷ほか34名から昭和53年9月29日付けで認可申請のあった風呂下地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類

(ア) 風呂下地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 風呂下地区土地改良事業計画書の写し

2. 縦覧の期間

昭和54年2月23日から昭和54年3月14日まで

3. 縦覧の場所

常北町役場

**茨城県告示第185号**

結城郡千代川村大字皆葉1633番地 染野甚一郎ほか72名から、昭和53年12月21日付けで認可申請のあった皆葉地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類

- (ア) 皆葉地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 皆葉地区土地改良事業計画書の写し

2. 縦覧に供する期間

昭和54年2月23日から昭和54年3月15日まで

3. 縦覧の場所

千代川村役場

茨城県告示第186号

神栖町長池田 治から、昭和53年7月29日付けで認可申請のあった萩原地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類

萩原地区土地改良事業計画書の写し

2. 縦覧の期間

昭和54年2月23日から昭和54年3月15日まで

3. 縦覧の場所

神栖町役場

茨城県告示第187号

鹿島郡旭村大字箕輪2257番地の1 白田鉄夫ほか42名から昭和53年11月21日付けで認可申請のあった箕輪西部地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類

- (ア) 箕輪西部地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 箕輪西部地区土地改良事業計画書の写し

2. 縦覧の期間

昭和54年2月23日から昭和54年3月15日まで

3. 縦覧の場所

旭村役場

茨城県告示第188号

昭和53年4月12日付けで、鉾田町長 堀 晟から認可申請のあった串挽地区土地改良事業を昭和53年4月12日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第189号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定により、常総大橋の管理方法について、次のとおり千葉県知事と協議が成立した。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹内藤男

協 定 書

県道江戸崎下総線、茨城県稲敷郡河内村地先と千葉県香取郡下総町地先の利根川に架設された常総大橋(以下「橋りょう」という)の管理について、茨城県知事 竹内藤男(以下「甲」という)と千葉県知事 川上紀一(以下「乙」という)は、次のとおり協定する。

第1条 橋りょうの管理者は、甲とする。

第2条 管理する区間は、橋りょう部分 518.2メートルとするものとする。

第3条 管理に関する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新設、改築及び補修等の工事費
- (2) 災害復旧工事費
- (3) 照明施設の維持補修費(電灯料を含む)
- (4) 一般管理費(清掃及び占用の許可等に関する手続きに要する費用をいう)

第4条 前条第1号から第3号までに掲げる費用は、甲乙両県の折半負担とする。

2 前条第4号に掲げる費用は、甲の負担とする。

第5条 占用の許可等により生じた収入は、管理者である甲に帰属するものとする。

第6条 甲は、工事を施行しようとするとき、又は設計を変更しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする。

ただし、急施を要するときは、直ちに施行し、その要領(設計書及び図面等を添付)を乙に通知することによって協議に代えることができる。

第7条 乙は、第4条第1項に掲げる費用を、その工事がしゅん工したとき、又は毎年度末までに甲の請求により支払うものとする。ただし、甲は、工事費又は物件購入費の内渡しをする必要を認めるときは、乙に対して請求することができる。この場合、出来高調書又は材料納入調書を請求書に添付するものとする。

第8条 工事がしゅん工した後において残存物件がある場合は、当該残存物件は道路管理者茨城県の所有とし、当該残存物件の価格に第4条第1項の規定による負担割合を乗じて得た額を乙の負担額から控除するものとする。

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定める

ものとする。

第10条 本協定は、昭和54年 2月13日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書 2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1通を保管する。

昭和54年 1月30日

甲 茨城県知事 竹 内 藤 男  
乙 千葉県知事 川 上 紀 一

茨城県告示第190号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和54年 2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年 2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1. 道路の種類 県 道
- 2. 路 線 名 江戸崎下総線
- 3. 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内村大字金江津字網代場3639-4番地先から 稲敷郡河内村大字金江津字広島645-233番地先県境まで	旧	瓦 最大 21.0 最小 4.0	瓦 2080.0	
稲敷郡河内村大字金江津字網代場3639-4番地先から 稲敷郡河内村大字金江津字広島645-233番地先まで 稲敷郡河内村大字金江津字網代場3639-4番地先から 稲敷郡河内村大字金江津字五板田4253番地先県境まで	新	最大 21.0 最小 4.0 最大 47.0 最小 11.5	1,618.0 1,343.8	渡船橋及び河川区域内取り付道路462m 廃止

茨城県告示第191号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和54年 2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年 2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1. 路 線 名 県道江戸崎下総線
- 2. 供用開始の区間  
稲敷郡河内村大字金江津字網代場3639-4番地先から  
稲敷郡河内村大字金江津字五枚田4253番地先県境まで
- 3. 供用開始の期間 昭和54年2月13日

茨城県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1. 施行者の名称 波 崎 町
- 2. 都市計画事業の種類及び名称  
鹿島臨海都市計画下水道事業三番蔵都市下水路
- 3. 事業施行期間  
昭和54年2月13日から昭和58年3月31日まで
- 4. 事業地  
(1) 収用部分 なし  
(2) 使用部分  
波崎町大字太田字三番蔵及び字押揚の各一部

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第4号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により緊急自動車の指定並びに指定の取消しを行ったので公示する。

昭和54年2月13日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1. 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名年式	用途	所有者又は管理者
1087	48-8021	東急・53年	自衛隊用	航空自衛隊 百里基地司令



2. 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指定年月日	告示番号
349	48-8411	東急・59年	航空自衛隊 百里基地司令	42. 9. 14	19
170	08-2335	トヨタ	陸上自衛隊 古河駐とん地司令	43. 7. 31	20

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第5号

昭和54年茨城県選挙管理委員会第2回定例会を次のとおり招集する。

昭和54年 2月13日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下繁

1. 招集日時

昭和54年 2月23日(金) 午前 9時30分

2. 招集場所

水戸市大町 茨城県公館

3. 議 題

(1) 茨城県知事選挙における選挙長等の選任について

(2) その他

公 告

◎料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効について。

下記の料理飲食等消費税公給領収証用紙は昭和53年12月17日から無効とする。

昭和54年 2月13日

茨城県江戸崎県税事務所長 小 室 尚 昭

記

粉失年月日	粉失した用紙		粉失した者	
	様式	記号及び番号	住 所	氏 名
昭和53年12月17日	第15号の7	P 277111~277200	稲敷郡牛久町女化519	木村才二

◎地籍調査の成果認証

水戸市、那珂郡緒川村、東茨城郡御前山村、における地籍調査の成果は国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証した。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

調査を行った者の名称	水戸市、那珂郡緒川村、東茨城郡御前山村
調査を行った地域	水戸市木葉下町の一部及び全隈町の一部。 那珂郡緒川村大字小瀬沢・小玉の各全部。 東茨城郡御前山村大字野口の一部。
調査を行った期間	水戸市木葉下町の一部及び全隈町の一部。 昭和51年6月24日から昭和51年9月3日まで 那珂郡緒川村大字小瀬沢・小玉の各全部。 昭和52年4月12日から昭和52年2月10日まで 東茨城郡御前山村大字野口の一部。 昭和52年9月7日から昭和52年11月29日まで
認証年月日	昭和54年2月6日

◎土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項但し書の規定により通知があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 起業者の名称 土 浦 市
2. 事業の種類 市道南 254号線道路改良工事
3. 立ち入ろうとする土地の区域  
土浦市大字烏山字前峯地内
4. 立ち入ろうとする期間  
昭和54年2月14日から昭和54年3月15日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項但し書の規定により通知があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和54年2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 起業者の名称 茨 城 県
2. 事業の種類  
県道牛久守谷線道路改良工事

3. 立ち入ろうとする土地の区域

筑波郡伊奈村大字小張字前山及び字高波地内

4. 立ち入ろうとする期間

昭和54年 2月13日から昭和54年 3月30日まで

◎土地立ち入りの許可

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第11条第 1項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和54年 2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 起業者の名称

東京電力株式会社

2. 事業の種類

特別高圧架空送電線鬼怒川線増強工事

3. 立ち入ろうとする土地の区域

猿島郡三和町大字上和田字砂久保, 字稲荷基, 字犬塚, 字宮浦, 字鷲宮, 字鷲原, 字赤羽根  
字宮原, 字堰下, 字川端, 字堀ノ内, 字樽場, 字鹿相地, 字寺下, 字鬼通, 字  
葉師山, 字井戸田, 字白幡, 字谷田及び字谷田向地内

〳 〳 大字五部字クレキリバ, 字出口, 字屋敷尻, 字本田, 字道ノ下, 字溜漕, 字五  
階塚, 字谷向及び字西浦地内

〳 〳 大字諸川字西浦, 字片田道, 字柳島, 字上町, 字海道西, 字海道東, 字水添及  
び字柏木地内

4. 立ち入ろうとする期間

昭和54年 2月15日から昭和54年 8月31日まで

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3項の規定により公告する。

昭和54年 2月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市大沼町 3丁目2069番一 412, 2114番一 1, 2114番一 2, 2114番一 3, 2114番一 4, 及び  
2114番一 5

2. 事業主の住所及び氏名

日立市多賀町 1丁目19番25号

大 貫 四 郎

# 正 誤

◎昭和54年1月29日付け茨城県報 第6701号中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から9	2目丁	2丁目

★ 県政の総覧 ( ) 県民の六法 ★

## 茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所